

中世初期コルヴァイ修道院所領の空間構造：市場史研究の前提として

藤田，裕邦

<https://doi.org/10.15017/2920773>

出版情報：経済論究. 77, pp.177-198, 1990-07-27. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

中世初期コルヴァイ修道院所領の空間構造

—市場史研究の前提として—

藤 田 裕 邦

目 次

はじめに

I 史料

II 所領分布図の作成

III 分析

文献目録

本稿においては、文献引用註は全て本文中に括弧で割り込ませ、著者名、文献目録での番号、頁建（必要に応じて史料番号）の順で記す。主要史料である寄進帳、貢租地台帳の文言の引用に際しては、テキストはそれぞれ最新の業績であるホンゼルマン刊本（Honselmann〔4〕）、カミンスキー刊本（Kaminsky〔3〕）に拠る。また文言の該当箇所への指示は、寄進帳ではヴィガント刊本（Wagand〔14〕）が研究史上最もよく用いられてきたことを考慮して、その節区分とホンゼルマン刊本のそれとをそれぞれ W§, H§, という形で併記し、貢租地台帳ではカミンスキー刊本の節区分を記す。

はじめに

西欧中世史研究において、荘園制は常に研究者の関心を集めてきた重要なテーマの1つである。その際、経済史の観点から主として論じられたのは個別所領の内部構造であり、直接的生産者たる農民と領主との間の関係が、貢租納入や賦役労働をめぐる検討されることが多かった。換言すれば、荘園制の生産組織としての側面が考察されてきたといえよう（森本〔34〕 291-296）。

ところで、農民からの貢租納入が貨幣によってなされる事例が、すでに中世初期からもしばしば見られることから、農村での生産物売却機会、すなわち市場の存在についても早くから注意が向けられていた¹⁾。また、当時の代表的な

荘園領主である修道院が、市場設置認可や流通税免除などを内容とする流通関係の国王文書を受給して、所領内外での流通に活発に参加し、そのための環境の整備に力を入れていたのは周知のとおりである⁽²⁾。

このような荘園と流通活動の関連は近年になって従来よりも強く意識され、そこから流通の動態を追究する動きも見られるようになってきている。その際重要なのは、領主の主導による所領の空間的統合と流通組織との関わりあいであるが、それは、前近代社会にあっては情報伝達が現実の人間の移動に依存しているという点だけを考へても所領管理と流通活動との間に密接な関連が見いだされることが明らかだからである⁽³⁾。

本稿ではそうした観点から、コルヴァイ修道院 Corvey の中世初期における所領分布を再現していく。この修道院は、新たに征服されたザクセンの地にカロリング王権によって創建され、フランク王国中心地帯の諸修道院とは異なった性格を持ち合わせている点で研究者の注目を集めてきた。また、当時の所領状況を示す複数の史料が残されており、また王権から市場設置にかかわる特許状を3通受給している。筆者は西欧中世初期市場史の一齣として、コルヴァイ修道院領における市場の検討を進めている⁽⁴⁾が、ここではそのための前提の1つとして、所領分布状況を確定する作業を進めていく。ザクセンにおける中世初期の荘園制については多くの研究が行なわれ、その際コルヴァイ修道院領は重要な位置を占めてきた。そこでは殊に所領構造におけるザクセン的なものとフランク的なものとの評価と、それに関連して古典荘園制の普及度合が注目されたのである⁽⁵⁾。こうした問題もコルヴァイ修道院領における市場の考察と関わってくると思われるが、その検討は他日を期したい。

註

- (1) 例えば、Heß[20]。また、買い手としての手工業者を想定しつつ商品交換を定住と関連付けた研究として、Bleiber[16]が挙げられる。
- (2) カロリング朝・オットー朝期の東フランク内については、ハルト＝フリデリクスが教会組織の流通関係文書受給状況をリストアップしている(Hardt-Friederichs[19] 26-29)。
- (3) 所領における空間的統合のあり方を探った研究として、所領確認文書を用いた丹下[31]、所領明細帳を用いた森本[35]が挙げられる。

- (4) 同修道院近辺に成立した市場の消長とその背景については、藤田〔33〕を参照。
- (5) ザクセンには古くからある種の荘園制が形成されていたが、これがフランク王国への併合によりどう変容したかが問題とされてきた（野崎〔32〕 178-184）。フィーゼルは、本稿で扱う寄進帳に現れる人名の分析から、併合後のザクセンの定住地開拓におけるフランク人貴族の役割を認めている（Fiesel〔18〕）。レーゼナーは、中世初期ザクセンでのフランク的性格の強い古典荘園制の存在を主張している（Rösener〔27〕）。他方ドレーゲは、ザクセンにおいては地代荘園制が一般的であったとの立場をとる（Droege〔17〕）。

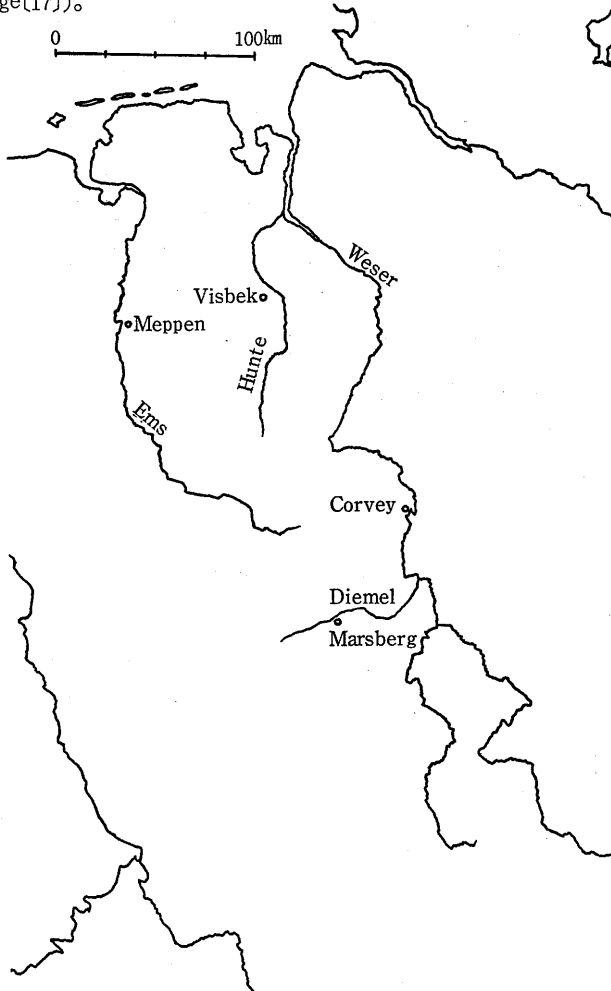


図1 コルヴァイ修道院関係地図

I 史 料

カール大帝によるザクセン戦役(772—814年)を経てフランク王国に併合されたザクセンでは、大帝とその子ルードヴィッヒ敬虔帝の主導により、キリスト教化を目的とした修道院創建が進められた。コルヴァイ修道院はそうした動きの中で、フランスのコルビー修道院 Corbie の娘修道院として創建されたが、822年にヴェーザー Weser 河岸の集落ヘクスター Hörter の近郊に移転し、翌823年に母修道院コルビーから独立した(図1参照)¹⁾。

コルヴァイ修道院はその後、王権や有力者から様々な特権や財産を獲得して、ザクセンでも有数の修道院に成長した。それを示す史料として、国王による特権状と所領寄進文書、9世紀から11世紀初頭までの有力者による寄進を記した寄進帳、及び11世紀初頭の所領状況を記した貢租地台帳が伝来している。本稿では対象とする時期を、後2者を充分に利用するために、1024年ハインリッヒ2世死去のオットー朝末期までとする。

1. 国王文書

中世盛期までについての現在のところ最新のコルヴァイ修道院史を著したカミンスキーによると、修道院創建時からオットー朝末期までの間に34通の国王文書がコルヴァイ宛に発給されているが(Kaminsky[22] 17-30)、これらのうち表に挙げた19通が特定所領の権利関係を扱っている。そのうち③、④、⑥、⑨—⑫、⑭—⑰の13通はオリジナルが伝来しているが(⑰は州立ミュンヘン文書館、他は州立ミュンスター文書館所蔵)、それら以外については、10世紀半ばにコルヴァイで作成された文書集(州立ミュンスター文書館所蔵)に筆写されているのが最古の写本である。

2. 寄進帳

国王寄進文書とは異なり、私人からのコルヴァイ修道院宛寄進文書は、そのものとしては今日まで残されておらず、それらの概要をノティティアの形にま

表 国王文書により賦与・確認された所領

	日付	発給地	発給者	所領	史料典拠
①	823. 7.27.	Ingelheim	Lu. d. Fr.	Höxter	Wilmans [15] Nr. 7
②	826. 6.20.	Ingelheim	Lu. d. Fr. Loth. I.	Eresburg	Wilmans [15] Nr. 9
③	833. 6. 8.	Worms	Lu. d. Fr.	Bodenfelde *	Wilmans [15] Nr. 14
④	834. 5.15.	Aachen	Lu. d. Fr.	Sülbeck Hemeln	Wilmans [15] Nr. 15
⑤	834.12. 7.	Blanciano	Lu. d. Fr.	Meppen	Wilmans [15] Nr. 16
⑥	+ 840.12.10.	Paderborn	Lu. d. D.	Höxter	MGH [6] Nr. 26
⑦	840.12.10.	Paderborn	Lu. d. D.	Hemeln	MGH [6] Nr. 28
⑧	840.12.14.	Rösebeck	Lu. d. D.	Empelde	MGH [6] Nr. 29
⑨	+ 844-850	—	Loth. I.	Kessenich	MGH [5] Nr.112
⑩	855. 3.20.	Aibiling	Lu. d. D.	Visbek	MGH [6] Nr. 73
⑪	870. 9.25.	Aachen	Lu. d. D.	Litzig	MGH [6] Nr.132
⑫	887. 5. 7.	Waiblingen	Ka. III.	(Hessen)	MGH [7] Nr.158
⑬	+ 887.12.11.	Forchheim	Arnolf	<i>Methriki</i>	MGH [8] Nr. 3
⑭	+ 888. 6.10.	Frankfurt	Arnolf	Goddesheim	MGH [8] Nr. 28
⑮	889. 8.20.	Portenhagen	Arnolf	Schieder Ottenhausen	MGH [8] Nr. 60
⑯	942. 6.22.	Memleben	O. I.	Rommershausen	MGH [9] Nr. 48
⑰	980. 9.15.	Wallhausen	O. II.	Meginrichesdorf	MGH [10] 1 Nr.227
⑱	+ 983. 6.17.	Verona	O. II.	Ponteburg	MGH [10] 1 Nr.309
⑲	+ 987. 5.27.	Corvey	O. III.	Ponteburg	MGH [10] 2 Nr. 37

+は確認文書をさす。(無印は新規寄進文書)

*製塩所持ち分

発給者名略称

Lu. d. Fr. = ルードヴィッヒ敬虔帝

Loth. I. = ロターール1世

Lu. d. D. = ルードヴィッヒ・ドイツ人王

Ka. III. = カール3世

Arnolf = アルノルフ

O. I. = オットー1世

O. II. = オットー2世

O. III. = オットー3世

とめて記した寄進帳を通じて伝来するのみである。しかもコルヴァイ修道院の寄進帳 *Traditiones Corbeienses* (以下、TC と略す) は、最初に作成されたものは伝来せず、今日知られているのは、1479年にファルケンハーゲン(コルヴァイ北西約15キロメートル)の修道士ヨハネスが作成した、15葉の羊皮紙からなる写本(州立ミュンスター文書館所蔵)⁽²⁾の後半9葉と、それを忠実に筆写した、1664年作成の写本(同文書館所蔵)のみである。19世紀以来の研究者はこれらの内容的には同一の写本を利用しているが、その事情を見るためには、あらかじめ以下の説明が必要である。

TCの記載方法は一律ではない。当初(1479年写本13ページから18ページ10行目まで)の項目では、『ベルンハリウスがその息子ウォルクマルスのためにメデリの1ファミリアを寄進した。』《*Tradidit Bernharius pro filio suo Volcmaro unam familiam in Medeli.*》(W§2; H§290)というように、寄進物件の描写に加えてその寄進の動機——誰の魂の救済のためか——が記されていることが多い。しかし、18ページ10行目からの『修道院長アダルハルドゥス殿の時に聖ステファヌスの聖遺物に向けて譲渡された全ての寄進。』《*Cuncte traditiones que fuerunt tradite ad reliquias sancti Stephani temporibus domini abbatis Adalhardi*》(W§225; ホンゼルマン刊本には節番号なし, p. 83)という、区切りをつけるための文言から後の項目では、『イルミンワルドゥスとアダルワルドゥスが、ストティングフースンの1マンスを寄進した。証人は、トディ、マインハルドゥス、アディク、マインワルドゥス。』《*Yrmynwardus et Adalwardus tradiderunt mansum I in Stotinghusun. Testes: Todi, Mainhardus, Addic, Mainwardus.*》(W§261; H§44)というように、証人の名が記される例が目立ってくる(Honselmann〔4〕60)。このことから、TCの前後半への区分が見て取れるが、寄進者と証人の同定から、前半(W§1-224; H§289-484)に記載されるのが965年頃から1037年までの寄進であるのに対して、後半(W§226-486; H§1-288)は822年から877年までのより古い寄進であることが明らかにされている。同じように個々の寄進の一部にも年代比定がなされている⁽³⁾。

ところで、TCが広く知られるようになったのは、1752年にエヴェッセン

(ブラウنشユヴァイク近郊)の司祭であったファルケが、自ら編集した730ページにもわたる膨大な書物『コルヴァイ寄進集成。批判的・歴史的注釈と地誌図と家系図とによる解明』(Falke〔2〕)に、詳細な注釈を付して収めてからである。その際に用いた手書本について、ファルケ自身は明言していないが、この刊本では1479年写本に見られる前後半の年代逆転がない上、文言の一部にも他の写本との相違が認められることから、今日すでに失われているオリジナル、ないしは1479年以前の写本だったと考えられる(Honselmann〔4〕62-63)。

ところが19世紀に入って、ハノーファーに残されていた768年から1187年の状況を描いたとされる『コルヴァイ年代記』《Chronicon Corbeinense》が刊行された際(Wedekind〔12〕)、これをファルケによる偽書とみなす説が出された。それゆえファルケのTC刊本の信憑性に強い疑念を抱き再検討の必要を感じたヴィガントは、コルヴァイ修道院の文書庫を自ら調査し、そこで発見した1479年写本を1843年に刊行したのである(Wigand〔14〕)。1479年写本に忠実なこの刊本では前後半の順序は年代が逆になっており、このウィガント刊本が最近に至るまで常に参照されてきたのである。

ところで、TCには877年以降965年までの空白があるが、史料の出来る限り完全な復元を試みたエックハルトは、前述のファルケ刊本に収められた、修道院長サラコ Saracho (1056年—1079年在職)が作成したといわれる822年から1037年までの所領寄進目録——通例『サラコの記録』《Registrum Sarachonis》と呼ばれている——が、900年までの空白を補うものと考え、それを含めた刊本を1972年に刊行した(Eckhardt〔1〕175-432)。しかし、『サラコの記録』は手書本の形では伝来していないことや、TCとは異なって所領名にガウ名称が併記されていることから、これもやはりファルケによる偽書との有力な見方がある。エックハルトは、これがサラコの時代より後に作成されたこと、ガウ名はファルケによる刊行時の挿入であることは認めながらも、偽書説を退けたのであるが、むしろこの史料はTCと同列には論じられないとする評価が広く認められている。しかもエックハルトによるTC刊本は、手書本を直接検討した上での成果ではなく、既刊の刊本をそのまま再録したものであり、史料刊行としては高く評価されていない(Honselmann〔4〕68-71; Metz〔24〕157)。

このように最近まで用いられてきたヴィガント刊本も、刊行後すでに 150 年近くが経過してそれ自体入手困難になってきた。また、同刊本を契機に本格化した TC 研究もかなりの知見を提供しており、単なる復刻では満足できない状況となっている。そうした事情から新しい刊本が望まれ、1982年にホンゼルマンによる刊本が作成された (Honselmann〔4〕 83-166)。寄進の年代順に従うとの立場から、この刊本は土台である 1479年写本とは異なって、前後半を入れ換えていることが特色である。

3. 貢租地台帳

中世初期のコルヴェイ修道院所領分布を明らかにしてくれるもう 1つの史料は、貢租地台帳 Heberolle (以下、HR と略す) である。これは領主直領地と農民保有地の面積を記した上、農民の貢租負担などを簡潔に記しており、11世紀初頭の状況を描写していると考えられるが、1葉の羊皮紙の表裏両面に記載がなされたオリジナルの一部が伝来する (州立ミュンスター文書館所蔵) ほか、TC の項で述べたように、1479年写本の前半 6葉にもそのコピーが伝えられている。ただし両者の間には直接の筆写関係はなく、記載内容の全てが重なり合う訳ではない。オリジナル表面に記された内容は 1479年写本には見られないが、オリジナル裏面の内容は 1479年写本 8頁34行目から 11頁10行目までと同一である (Schily〔28〕 9-10 ; Kaminsky〔22〕 31, 194)。

さて、HR の記載方法の典型的な例を挙げてみよう。『スカネズブエレに領主直領地 5 マンスがある。所領役人ベヨが 1 マンスを持つ。デディゴは 30 ユゲラを持ち、燕麦 48 モディウス、ライ麦 3 [モディウス]、豚 1 頭または 15 デナリウス、羊 2 頭を納める。ウェリンダグはデディゴと同様に。……』《In Scanesbuele continentur V mansi salice terre, Beio villicus habet I mansum, Dedigo habet XXX iugera et persolvit XLVIII modios avene, III siliginis, I porcum aut XV denarios, II oves. Werindag similiter ut Dedigo. ……》 (§4)。しかし、『以下の十分の一税が ロダム [領主直領地所在地名] に属する。アスチから十分の一税が修道院長の庫へ集められる。ドルポンから 30 シクルスの貨幣が納められる。……』《He decime pertinent ad

Lodam: De Aszi decima congregatur in horreum abbatis. De Dorpun persolvuntur XXX sicli nummorum.》 (§9) というような十分の一税の記載や、さらには、『修道士たちの財産に属するもの。フィンヌン、ブリスヌン、……』《Ad cameram fratrum: Finnun, Brisnun,》 (§8) というような、院長と修道士団との間での財産の配分に関する言及が加わっている項もあり、TC と同様、記載方法は一樣とは言い難い。それゆえ、1479年写本作成に際して用いられた下敷は単一ではないと考えられるが、TC と HR とに現れる人名を比較したシュレーダーは、すでにこの下敷の段階で、少なくとも2人の筆記者が関与していたと見ている (Schröder[30] 35-36)。また、TC に見られたような史料伝来の空白が HR にもあるのかどうかは、HR の研究が今のところそれほど進んでいないため、大きく取り上げられたことはない。ただ、TC に頻出する東部の所領群が HR には出現しないことから、カミンスキーは東部所領の記録が脱落した可能性を示唆している (Kaminsky[22] 32-33)。

ところで、HR の重要性は早くから認められていたにもかかわらず、長い間刊行は部分的にしか行われなかった。1479年写本を発見したヴィガントは、同時に HR オリジナルをも発見していたけれども、最初の HR 刊本作成 (Wigand[13]) にあたっては前者しか用いなかったのである。おそらくは、オリジナル裏面と1479年写本との対比に注意が向けられたため、前者表面の記載には関心が持たれなかったのであろう。オリジナル表面も同様に HR の一部であることを初めて認識したヴィルマンズが、1867年にそれを刊行したことにより (Wilman[15] 458-460)⁴⁾、HR の刊行は内容的には完了した。続いて1892年にフィリピが、その『オスナブリュック史料集』にこの司教区内の所領に関わる記載を収めたことにより (Philippi[11] Nr. 116)、オリジナル裏面の一部が初めて刊行された。次いでシリーがコルヴァイ所領の研究を公けにした際、オリジナル裏面の残りを付録として印刷に付したことにより (Schily[28] 80-83)、手書本は全て刊行されたのである。また、今日通例となっている、領主直領地の記載を冒頭に置く形の節区分を提唱したのもシリーである。HR 全体を初めて1つの刊本にまとめたのはエックハルトであるが (Eckhardt[1] 433-457)、TC と同様、既存の刊本をまとめたにすぎなかった。従って、1972

年にカミンスキーが両手書本を用いて全体的に刊行した (Kaminsky〔3〕) ことによって初めて、我々は全面的に依拠できる HR の刊本を得たことになるのである。この刊本では、オリジナル表面の記載を第 1 節、1479 年写本の記載を第 2 節から第 27 節としているが、オリジナル裏面はこの節区分でいうと第 14 節の途中から第 23 節の最後までに相当する。

註

- (1) コルヴァイ修道院の初期史については、Kaminsky〔22〕17-30 を参照。
- (2) この写本の前半 6 葉 (12 ページ) は、次に扱う貢租地台帳の一部を内容としており、従って TC を内容とするのが写本の 13-30 ページとなる。以下の論述では前半 6 葉をも含めたこの写本全体を「1479 年写本」と呼び、必要な場合は該当箇所を全体の中での頁建で指す。
- (3) 年代比定については、Metz〔24〕160 以下を参照。
- (4) ただし彼にあってもなお、表面は「裏面」と呼ばれている。

II 所領分布図の作成

コルヴァイ修道院所領のおおまかな分布図は、既にレーゼナーによって作成されているが (Rösener〔27〕197)、それはこれら複数の史料類型に依拠した全体図であるため、史料ごとの特色が現れていない上、所領分布の地理的粗密も明らかではない。そこで本稿では、各史料類型ごとの分布図を、言及される所領を点で表示することにより作業を進めていく。その際各所領の質的差異はさしあたり無視し、また、同一の地名が複数回出現する場合でも、分布図では 1 点によって表現するにとどめる。それは、本稿では所領の内的構造の詳細に立ち入ることはひとまず断念し、かつ分布図が繁雑になるのを避けるためである。

1. 国王文書

表に挙げた国王文書中の寄進所領 20 箇所を、カミンスキーに従って地名比定し (⑬ *Methriki* だけは地名比定ができていない)、分布を示したのが図 2 である。表に付した文書番号は年代順になっているので、寄進の分布を時間的推移とともに示すべく、この番号を用いて寄進財産の場所を示す。寄進の件数こそ

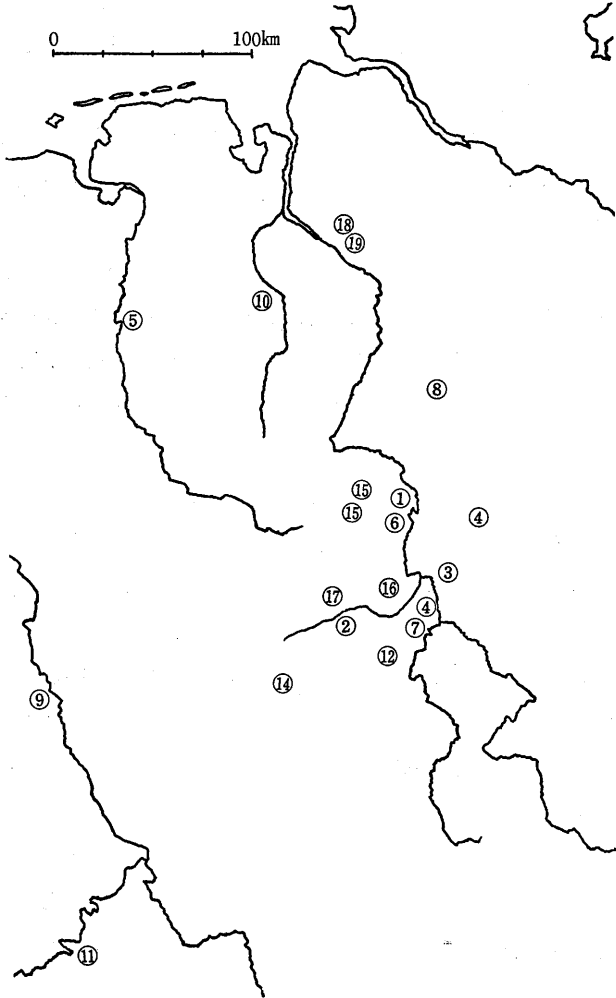


図2 国王文書による所領獲得

少ないものの、その分布はかなり広汎で、コルヴァイ修道院所領がある程度濃密に存在する全ての地域に広がっている様子が、この図から見て取れる。

ところで、このうち ②マルスベルク Marsberg, ⑤メッペン Meppen, ⑩フィスベック Visbek は、通例の所領——史料中では通例《villa》と呼ばれる——ではなく、《capella》(②) または《cellula》(⑤⑩) と呼ばれる教会が、

寄進物件の先頭に置かれ、その付属物件として様々な種目の土地や領民が記さ
 にれている。例えばメッペンについては、『この教会が全体として、全てのそ
 属または臨む財産、すなわち聖堂、家屋、その他の建物、農地、採草地、森
 林、未耕地、放牧地、水と流水を、耕作されていようといまいと、動産であろ
 うと不動産であろうと、老若男女の領民とともに、後述の修道院〔コルヴァイ〕
 のもとにあるよう、余は措置する。』《*cellulam sub integritate cum omnibus
 rebus ad se pertinentibus et aspicientibus, id est basilicis, domibus, ce-
 terisque aedificiis, terris, pratis, silvis, campis, pascuis, aquis aquaru-
 mve decursibus, cultis locis et incultis, mobilibus rebus et immobilibus,
 mancipiis diversi sexus et aetatis, memorato monasterio subditam esse
 facimus.*》とある。ザクセン初期の教会は、コルヴァイをはじめとする修道院
 と同様、ザクセンでのキリスト教布教を目的に、王権の支援のもとに設置され
 たものが多く、それらは単なる教区教会の規模を越えていたといわれる (Sch-
 lesinger[29] 143-144)。ここで問題となる 3 教会も、コルヴァイ修道院創建
 時にはすでにそれぞれの地域で布教活動を展開しており、十分の一税徴収や下
 位教会の設置などによって周辺所領の支配をかためていた (Hömburg[21] 46-
 49, 67-72; Patze[26] 692-698)。従って、寄進の際には併せてそうした所領
 もコルヴァイ修道院の手中に移り、これらの教会は分院に近いほどの地位にあ
 ったと思われる。

また、この図ではコルヴァイから遠いライン川とモーゼル川に沿って 2 つ
 の所領 ⑨ Kessenich, ⑩ Litzig が見られる。後出の TC, HR による所領
 分布図と比べても両者の遠隔性は明らかだが、こうした所領が寄進されたの
 は、この地域の特産物たる葡萄酒の獲得が目的であったと考えられている
 (Kaminsky[22] 22)⁽⁴⁾。

こうした寄進の広汎な地理的分布にもかかわらず、国王による所領の寄進が
 修道院に近いヴェーザー川・ディーメル川流域に多く見られる上に、それらの
 うち半数までが修道院創建後十数年以内に集中していることが、注意されねば
 ならない。

2. 寄進帳

合計547件の寄進情報を含む TC は、前述のように年代的に2つの部分に分けられるが、第1期 (W§226-486 ; H§1-288) には288件、第2期 (W§1-224 ; H§289-547) には259件の寄進が行われている。それらの全てに地名が示されている訳ではないが、一度に複数の場所で寄進が行われた例も少なくないため、TC に記された地名数は第1期254箇所、第2期280箇所である。これらを

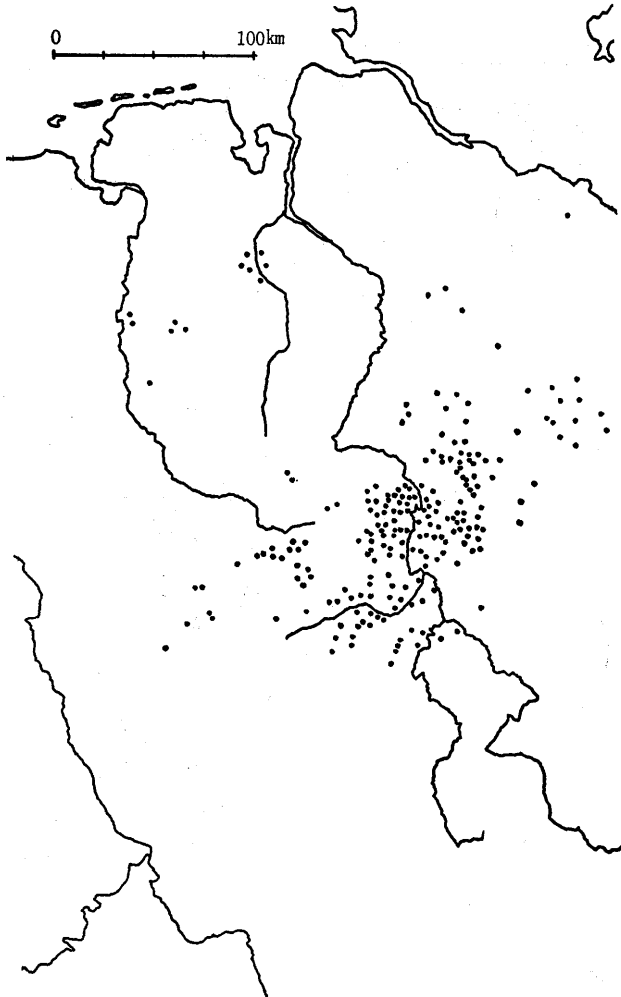


図3a. TCにみられる寄進 (第1期)

第 1 期と第 2 期でそれぞれの分布図にまとめたのが図 3a と図 3b である。なお、その際、TC 中に出現する地名についての最新の研究となるホンゼルマンの業績は現在刊行準備中であるため⁽²⁾、ここではエックハルトによりまとめられた地名比定 (Eckhardt[1] 493-151) に従い、また正確な地名比定ができない場合にはそれが属するガウの領域内に記していくことにより、最終的には第 1 期 222 箇所、第 2 期 247 箇所を図の上に示すことができた。いずれの図でも

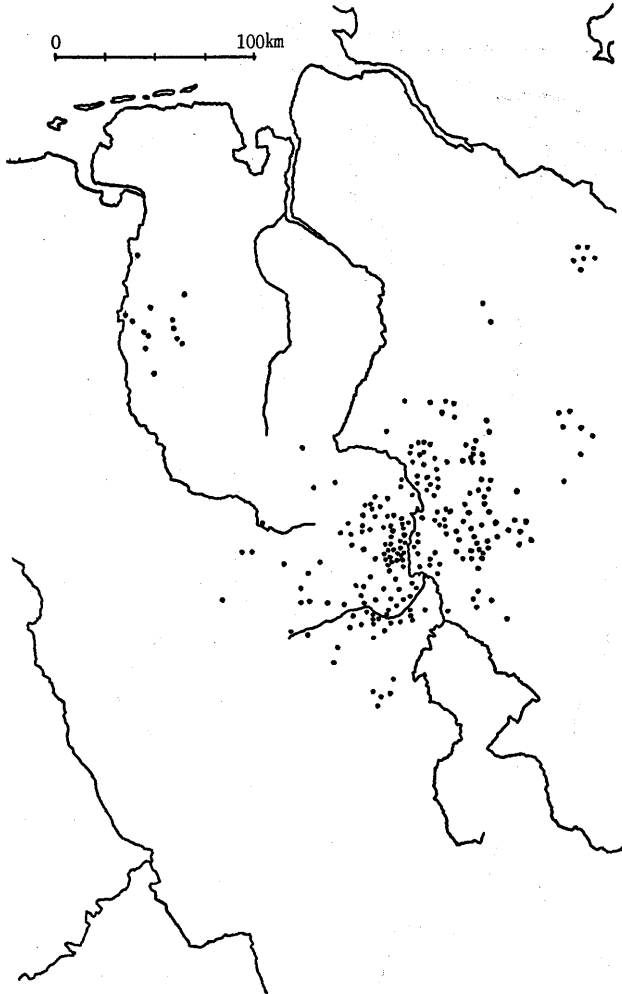


図3b TCにみられる寄進 (第 2 期)

ヴェーザー川・ディーメル川流域はじめいくつかの地域にかたままって多くの土地財産が見いだされ、複数の所領群の広い範囲での所在を検出できる。両図を比較すると、第1期にはいくらかの所領寄進が認められるフンテ川流域では第2期には寄進が見られなくなる一方、エムス川流域では寄進が増加していることがわかる。

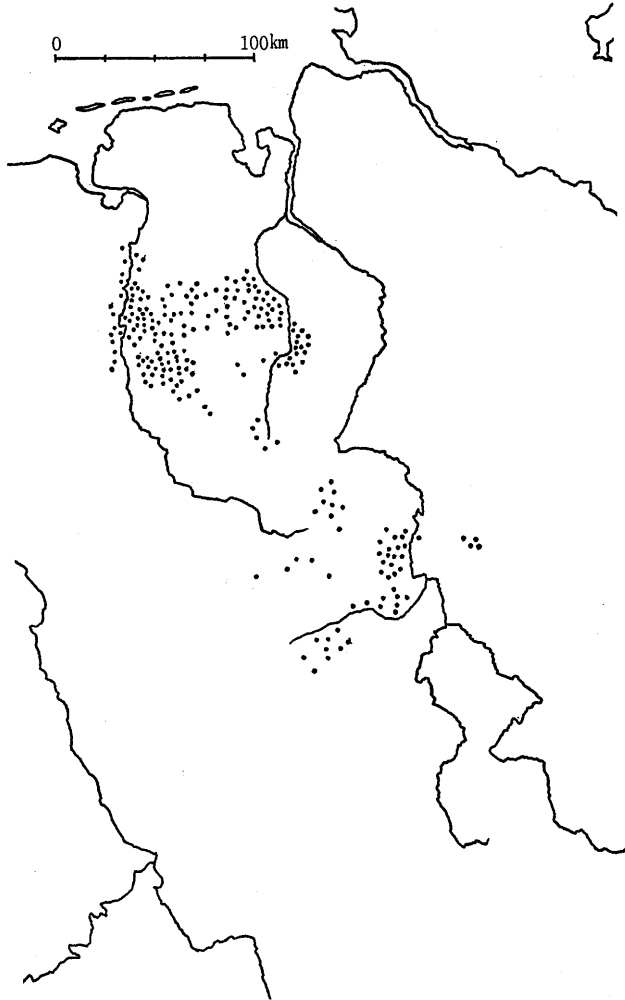


図4a HRにみられる土地財産

3. 貢租地台帳

HR には251箇所の地名が出現するが、カミンスキーの手によって地名比定がなされた (Kaminsky [3]; Id. [22] 262-294) 234箇所の分布を示したのが、図 4a である。ここから、HR に記された土地の圧倒的多数がエムス川・フンテ川流域に存在すること、そことヴェーザー川・ディーメル川流域以外には修道院土地所有の集中が見いだせないことが明らかとなる。

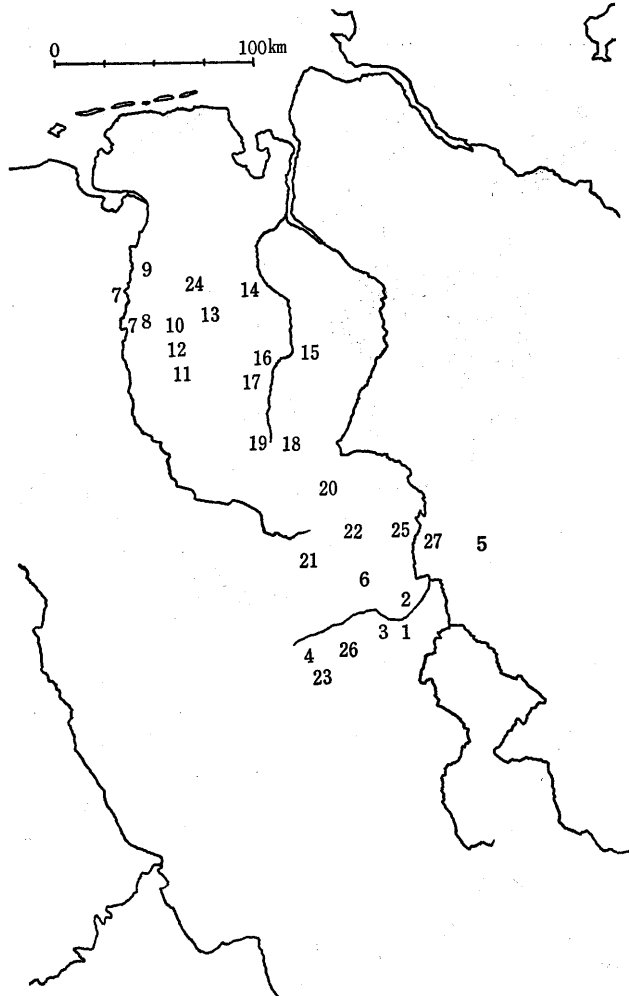


図4b HRにみられる領主直領地

ところで、HR に出現する地名は、TC の場合とは異なって、いくつかずつがまとまった単位をなしており、前述のような、シリーの提唱以来今日まで引き継がれている節区分はそれに拠っている。これは領主直領地から始めて複数の農民保有地を記して、次の領主直領地に移るという形式の、所領を1つの単位とすることを明確にした記載である。すでにメッツは、各保有地が直領地を中心に放射線状に分布しており、そうした構成がザクセンの地域単位であるガウの領域と関連することを指摘している (Metz[23] 122)。次いでオストホフは、直領地と保有地を記載順に線で結んだ場合には、原則として直領地を起点に各保有地を一周して元に戻る、単純な形が作られるという事実を見いだした (Osthoff[25] 2-8)⁴⁹⁾。そこで、こうした所領単位を示すために、領主直領地をカミンスキー刊本の節番号によって分布図として示すと図 4b のようになる。ただし、§9、§11 には領主直領地記載がないため、それぞれの節に記された土地の中心点を、また §7 には領主直領地が2箇所記されているのでその両方を示した。それによると、§1-6 はヴェーザー川・ディーメル川流域、§7-13 はエムス川流域、§14-19 はフンテ川流域、さらに §20 から徐々に南下する形で再びヴェーザー川・ディーメル川流域に戻るといのように、記載順序に規則性が見られ、わずかにエムス・フンテ間地域を描写する §24 だけがそれを乱している。また、エムス川・フンテ川流域の方がヴェーザー川・ディーメル川流域よりもこの規則性が高いこと、ヴェーザー川流域よりもディーメル川流域の方により多くの所領が存在することが認められよう。いずれにせよ、このような所領単位の図示によって、地名単位の図示である図 4a が与える、土地所有分布が圧倒的にエムス川・フンテ川流域に移ったという印象は、ある程度訂正されるのである。

註

- (1) このことは Litzig の寄進文書の、『(寄進されるのは) リッツィカと呼ばれる所領である。そこには、葡萄畑の耕作をする領民50人がおり、大葡萄畑51と小葡萄畑7があって、そこでは荷車2台分が集められうる。またそこには貢租を納める30人の女がおり、各々、6シクラの葡萄酒、亜麻12束、鶏3羽、卵15個を納める。50モディウス分の耕地、10台分の牧草地がある。』<id est villam quae vocatur Lizzicha, ubi sunt homines L, qui picturas faciunt, et picturae vinearum LI et VII particulae vi-

nearum, ubi duae carradae colligi possunt, et sunt ibi XXX feminae, quae dant censum, unaquaque sex siclas vini et de lino XII fusas, III pullos et XV ova et de terra aratoria ad L modios et de pratis ad carradas X.》という、葡萄畑の存在を強調した文言からも読み取れる。

- (2) Honselmann〔4〕に続く第2巻。なおここでは地名の他に人名も詳しく検討されるようである。
- (3) なお、このオストホフの研究が公けにされたのはカミンスキー刊本の刊行以前だったため、テキストはフィリピ刊本に拠っているが、節区分についてはカミンスキーと同様、シリーの提案に従っている。

Ⅲ 分 析

国王文書、寄進帳及び貢租地台帳という3つの類型の史料から作成された、これらのコルヴァイ修道院所領分布図を比較してみると、互いの共通点と相違とが見て取れる。

まず図2では、ヴェーザー川・ディーメル川流域という、修道院に近い地域への所領の集中が目につくが、同時に、他の分布図では濃密な土地所有が見られる北西部のエムス川・フンテ川流域にも、重要な所領（メッペン、フィスベック）が配置されており、さらに、西方にも遠隔地所領が確保されていた。ヴェーザー川・ディーメル川流域への集中は、図3aにおいても同様に認められる。しかし私人の寄進は、王権が配慮しなかったエルベ川に近い東方にもかなり現れているのに対して、西方の遠隔地での寄進は見当たらない。

このように、国王文書——その多くは9世紀末までの発給——と、第1期の寄進帳には、所領分布のヴェーザー川・ディーメル川流域への集中が目立つのであるが、それがコルヴァイ修道院の意図的な政策であったと思わせるのが、修道院による土地財産交換記録としてこれらの史料の中に発見される文書である。すなわち、国王文書⑭はコルヴァイと私人との間の交換を国王が確認する内容であるが、そこではディーメル川近くの所領を獲得するために、より遠方の土地を手放しているのである。TCにも所領交換の情報が1例（H\$199；W\$400）見られるが、そこではヴェーザー川右岸地域の所領を獲得するために東方の遠隔地所領を手放しており、やはり修道院に近い場所での所領集積の意

図が見て取れる。

図 3b でも、ヴェーザー川・ディーメル川流域への土地集中、東方での寄進の存在、西方遠隔地所領の不在という点では、変化はみられない。しかし、北西部ではフンテ川流域での寄進が見られなくなる一方、エムス川流域での寄進は増加するという新しい傾向がみられ、ここが所領集積の重点となったかの印象を与える。図 4a はこうした印象をさらに強めて、それまでの図とはかなり違った所領分布を示すに至る。すなわち土地財産はフンテ川流域にもかなりの密度で分布するが、より濃密にエムス川流域に配置されている。そしてこれらを合わせると、HR 作成時点である11世紀初頭には、コルヴァイ修道院領の重点はヴェーザー川・ディーメル川流域よりもむしろ北西部に移っている感さえある。もちろん、そうした印象は、所領単位の図示である図 4b によって緩和されることになるが、この図でさえも、図 2 及び図 3a, b と比べるなら、所領重心の北西部への、殊にエムス川流域への移動を示しているのである。

ここで、コルヴァイ修道院での史料伝来と関連して注意すべき点が 2 つある。第 1 に、図 4a, b でヴェーザー・エルベ間にコルヴァイの土地所有が出現しないが、これは前述のような HR の不完全な伝来によって、本来この地帯にあったはずの所領の描写が散逸してしまったためでもありうる。しかし、もし HR がほぼ完全に伝来しているのだとすると、その場合には、原則として領主直領地と農民保有地との二分制所領という形でのみ、土地財産を記載するという HR の性格から考えて、ヴェーザー・エルベ間でのコルヴァイの土地がそうした所領単位の編成されていなかったために、記載対象から除外されたという可能性も想定できる。いずれにせよ、HR の完全な伝来を想定するならば、この地域の土地財産をコルヴァイ修道院が重視していなかったということになる。

第 2 は、HR にはかなりの密度で記載されながら、TC 第 2 期には登場しないフンテ川流域の土地所有のかなりの部分——殊に図 3a には見られず図 4a には確認できるフンテ川上流の土地——は、TC が伝来していない第 1 期と第 2 期との間、すなわち 880 年代から 960 年代にかけて獲得された可能性が強いことである。

最後に、国王文書や寄進帳では主として土地財産の地理的集中であったものが、貢租地台帳に至って所領及び所領群への凝集として現れている点に注意しておきたい。領主直領地と農民保有地とを一体とした所領のまとまりが、HRの各節の記載方式から浮かび上がってくる点はすでに述べた通りである。さらに、図 4a, b に見られる HR での記載順序の規則性は、ヴェーザー川・ディーメル川・エムス川・フンテ川の各流域が、所領管理の中でそれぞれ一体と考えられていたことを示唆する。そして、それらの中心として、コルヴァイ修道院、マルスベルク教会、メッペン教会、そしてフィスベック教会があり、しかもこれら 4 箇所のうち 3 箇所までが、国王特許状による市場開催の場所となっていたのである。

文献目録

史料

- [1] Eckhardt, K. A. (ed.), *Studia Corbeiensia*, 2 vol., Aalen 1970.
- [2] Falke, J. F., *Codex Traditionum Corbeiensium, notis criticis atque historicis ac tabulis geographicis et genealogicis illustratus*, Leipzig 1752.
- [3] Kaminsky, H. H. (ed.), Die Corveyer Heberolle des 11. Jahrhunderts, in: Id. [22] p. 193-222.
- [4] Honselmann, K. (ed.), *Die Mönchslisten und die Traditionen von Corvey*, I, Paderborn 1982.
- [5] *Monumenta Germaniae Historica* (MGH), *Diplomata Karolinorum*, III, Berlin/Zürich 1966 (DD. Lothars I.).
- [6] MGH, *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, I, 2. Aufl., Berlin 1956 (DD. Ludwigs des Deutschen).
- [7] MGH, *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, II-1, Berlin 1936 (DD. Karls III.).
- [8] MGH, *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, III, 2. Aufl., Berlin 1955 (DD. Arnolfs).
- [9] MGH, *Diplomata regum et imperatorum Germaniae*, I, 2. Aufl., Berlin 1956 (DD. Ottos I.).
- [10] MGH, *Diplomata regum et imperatorum Germaniae*, II-1/2, 2. Aufl., Berlin 1956/1957 (DD. Ottos II. und Ottos III.).
- [11] Philippi, F. (ed.), *Osnabrücker Urkundenbuch*, I, Osnabrück 1892.

- [12] Wedekind, A. C. (ed.), *Chronicon Corbeiense*, in: *Noten zu einigen Geschichtsschreibern*, I, 1823, p. 371-399.
- [13] Wigand, P., *Corveysche Güterregister und Heberollen*, in: *Archiv für Geschichte und Altertumskunde Westphalens*, 1-2, 1826, p. 11-24; 1-3, 1826, p. 49-58.
- [14] Wigand, P. (ed.), *Traditiones Corbeienses*, Leipzig 1843.
- [15] Wilmans, R. (ed.), *Die Kaiserurkunden der Provinz Westfalen, 777-1313 kritisch, topographisch und historisch, nebst anderweitigen Documenten und Excursen*, I, Münster 1867.

研究文献

- [16] Bleiber, W., *Grundherrschaft, Handwerk und Markt im Gebiet von Paris in der Mitte des 9. Jahrhunderts*, in: Otto, K./ Hermann, J. (ed.), *Siedlung, Burg und Stadt. Studien zu ihren Anfängen*, Berlin 1969, p. 140-152.
- [17] Droege, G., *Fränkische Siedlung in Westfalen*, in: *Frühmittelalterliche Studien*, 4, 1970, p. 271-288.
- [18] Fiesel, L., *Franken im Ausbau altsächsischen Landes*, in: *Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 44, 1972, p. 74-158.
- [19] Hardt-Friederichs, F., *Markt, Münze und Zoll im ostfränkischen Reich bis zum Ende der Ottonen*, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 116, 1980, p. 1-31.
- [20] Heß, W., *Geldwirtschaft am Mittelrhein in karolingischer Zeit*, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 98, 1962, p. 26-63.
- [21] Hömberg, A. K., *Studien zur Entstehung der mittelalterlichen Kirchenorganisation*, in: *Westfälische Forschungen*, 6, 1943/52, p. 46-107.
- [22] Kaminsky, H. H., *Studien zur Reichsabtei Corvey in der Salierzeit*, Köln/ Graz 1972.
- [23] Metz, W., *Probleme der fränkischen Reichsgutforschung im sächsischen Stammesgebiet*, in: *Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 31, 1959, p. 77-126.
- [24] Metz, W., *Corveyer Studien. Die älteren Corveyer Traditionen und ihre Personen*, 1, in: *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde*, 34, 1985, p. 157-230.
- [25] Osthoff, H., *Beiträge zur Topographie älterer Heberegister und einiger Urkunden*, in: *Osnabrücker Mitteilungen*, 71, 1963, p. 1-61.
- [26] Patze, H., *Mission und Kirchenorganisation in karolingischer Zeit*, in: Id. (ed.), *Geschichte Niedersachsens*, I, 2. Aufl., Hildesheim 1985.
- [27] Rösener, W., *Zur Struktur und Entwicklung der Grundherrschaft in Sach-*

- sen in karolingischer und ottonischer Zeit, in: Verhulst, A. (ed.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne*, Gent 1985, p. 173-207.
- [28] Schily, Beiträge zur Geschichte des Corveyer Grundbesitzes, in: *Zeitschrift für vaterländische Geschichte und Altertumskunde*, 79 II, 1921, p. 3-84.
- [29] Schlesinger W., *Kirchengeschichte Sachsens im Mittelalter*, I, Köln/ Graz 1962.
- [30] Schröder, E., Urkundenstudien eines Germanisten, in: *Mitteilungen des Institutes für österreichische Geschichtsforschung*, 18, 1897, p. 1-52.
- [31] 丹下 栄「カロリング期教会領主の所領空間。立地, 境界, 接点」, 森本芳樹 (編著)『西欧中世における都市—農村関係の研究』, 九州大学出版会 1988, 51—89頁。
- [32] 野崎直治「中世初期ザクセンの貴族と民衆」, 同『ドイツ中世農村史の研究』, 創文社 1985, 171—192頁。
- [33] 藤田裕邦「西欧中世初期市場史の一考察——ヘクスター—コルヴァイ区域の市場をめぐる——」, 『市場史研究』第7号, 1990, 1—17頁。
- [34] 森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』, 木鐸社 1978.
- [35] 森本芳樹「9世紀西欧農村の都市形成力に関する一考察——プリュム修道院所領明細帳を主たる素材として——」, 同 (編著)『西欧中世における都市—農村関係の研究』, 九州大学出版会 1988, 91—150頁。